

第10号議案

福井県社会教育委員の委嘱について

別紙のとおり、福井県社会教育委員を委嘱する。

平成26年5月14日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定に基づき、
みだしの委員を委嘱したいので、この案を提出する。

福井県社会教育委員 新旧対照表(案)

旧	番号	区分	氏 名	現 職 等
	1	学校関係者	尾崎 比左恵	勝山市鹿谷小学校長
	2		加藤 桂子	福井市日之出小学校長
	3	社会教育関係者	上田 秀徹	福井県子ども会育成連合会長
	4		吉村 公司	福井県公民館連合会長
	5		入江 幸治	福井県連合青年団副団長
	6		太田 朗夫	福井県社会教育委員連絡協議会長
	7		田村 洋子	福井県連合婦人会長
	8	家庭教育関係者	林 恵子	NPO法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ理事長
	9	学識経験者	寺尾 健夫	福井大学教授
	10		四戸 友也	仁愛大学准教授

任期 平成24年6月1日～平成26年5月31日

新	氏 名	現 職 等	
	谷口恵津子	高浜町立和田小学校長	(新)
	石川 浩	福井県PTA連合会副会長 (越前和紙を愛する会長)	(新)
	上田 秀徹	福井県子ども会育成連合会長	
	吉村 公司	福井県公民館連合会長	
	入江 幸治	福井県連合青年団参与	
	澤 善英	福井県社会教育委員連絡協議会理事	(新)
	田村 洋子	福井県連合婦人会長	
	林 恵子	NPO法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ理事長	
	羽田野慶子	福井大学准教授	(新)
	四戸 友也	仁愛大学准教授 (福井新聞社特別編集委員)	

任期 平成26年6月1日～平成28年5月31日

○社会教育法

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正)

第十六条 削除

(平一一法八七)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・一部改正)

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正)

第十九条 削除

(昭三四法一五八)

○福井県社会教育委員条例

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、福井県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数)

第二条 委員の定数は、十人以内とする。

(委員の委嘱)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

一 学校教育の関係者

二 社会教育の関係者

三 家庭教育の向上に資する活動を行う者

四 学識経験のある者

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。